

## 平成25年5月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年5月15日〔水曜日〕 午前10時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	長田 寛美
//	6 番	白河 澄雄
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 (1名)

委 員	7 番	古田 洋美
-----	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

## ○会長

皆様おはようございます。

5月に入りまして、天気も良く大変暑い日が続いております。農家の皆様におかれましては、本格的な芋の植え付け、キビの手入れなど多忙な時期でなかろうかと思いますが、十分に熱中症などには気を付けて頂きたいと思うところです。

今日はちょっと涼しいですが、今後もこのような天気が続き、農作業がはかどることを期待したいと思います。

なお、本日は7番委員の古田委員が肺炎による入院のため、欠席届が出ております。

私も鹿児島県の農業者年金協議会総会に出席して、今朝帰って参りました。

また、古田委員は今月の現地調査委員となっておりますが、急遽9番の脇田委員に変更をお願いし、現地調査を行っております。脇田委員には大変御苦勞様でした。

## ○事務局

それでは、西之表市農業委員会会議規程第4条の規定によりまして、以後の議事進行は会長にお願いします。

## ○議長

本日は出席者が過半数に達していますので、農業委員会法第21条第3項により、ただ今から平成25年5月の定例総会を開催します。これより議事に入ります。

まず、日程第一の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、議長から指名させていただくことに御異議はございませんか。

それでは、本日の議事録署名委員については、10番の石寺委員と11番の岩本委員を指名します。また会議書記には、事務局職員の中野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続きまして、日程第2「議案第1号農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第1号農地法第3条許可申請について説明いたします。

資料は1ページになります。今月は、所有権移転1件、賃借権3件、合計で4件の申請がありました。

1番は、住吉の志和野の基幹農道を過ぎたほ場整備をした土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積2079平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

2番は、1番に隣接した土地でほ場整備した土地です。

台帳現況地目は畑の1筆で面積880平米を賃貸借により10年間貸借するものであります。

3番は、安城の平山地域の土地で、台帳、現況地目は畑の2筆で1077平米を賃貸借により6年間貸借するものであります。

4番は現和の武部地区の土地であります。

台帳現況地目の田が3筆面積4077平米、地目畑が4筆で面積6431平米の計7筆の面積10508平米を親から子に贈与により、所有権移転するものであります。

以上、1番から4番までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で議案第1号に係る説明を終わります。

#### ○議長

はい、ただいま事務局からの説明が終わったところです。

それぞれ担当委員の方から、現地調査を踏まえた補足説明をお願いいたします。

#### ○1番委員

1番です。事務局からも報告がありましたように、番号1番、番号2番については関連がありますので、一括して説明をしたいと思います。

番号1番については、住吉の志和野というところでは場整備が済んでいる場所です。

貸人は、古田にお住いの方でございます。一方借人は、住吉にお住まいの方です。

借人は、努めていた職場を定年退職し、現在奥さんとキビ1町4反、イモ3反、カボチャ1反5畝を耕作する専業農家です。現地調査も行いました。

借地しようとする農地の隣に自分の農地がありまして、申請農地には、キビを植えてつけて経営拡大を図りたいとのことでもございました。

番号2番については、貸人は鹿児島市にお住まいの方で、代理人の娘さんが対応いたしました。番号1番の農地と隣接する農地で、地目も畑で、番号1番農地と同様に、貸借しようとする申請でした。

番号1番、2番については申請通り問題ないと考えます。以上です。

#### ○5番委員

5番です。番号3について説明いたします。

貸人、借人双方立ち会いの上、確認をいたしました。

申請地は、安城の土地で2筆となっておりますが、現地は1枚の畑になっております。

2年間、耕作をしていないということで、現在は雑草が繁茂している状況でした。

貸人の方は高齢で、もう農作業は出来ないということでした。

借人については、鹿児島市からUターンして来て、新しく農業を始めるということで、お母さんとお姉さんと、3人で、野菜を耕作したいということでした。

この方は、農業の経験が余りないということで、農地近くにお住いのおじいさんが大変の農業技術に優れている方で、この方の指導のもと今後野菜を中心にやっていくということでもあります。他は事務局から説明があったとおりです。

#### ○8番委員

8番です。番号4について報告いたします。

武部の方で、親から子への贈与ということでの申請であります。

田3筆、畑4筆の申請で5月10日に譲渡人と、確認をしております。

息子さん夫婦は西之表市内に住んでおりまして、譲渡人である親2人と息子さんで、耕作面積は3町歩で、主に米と牧草、サトウキビを生産しています。

さらに、親牛14頭を飼育し農機具はトラクター2台を所有しています。

それに、2トントラックを所有しており、申請に問題はなしと思います。

#### ○議長

ただ今議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しい説明があったところです。それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

ただいま異議なしの声ございました。それでは採決をします。

議案第1号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成でありますので、議案第1号農地法第3条許可申請についての整理番号1番から4番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条に係る許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案第2号農地法第5条の規定による申請についてを説明します。

資料は2ページになります。今月は農家住宅1件の申請がありました。

申請地は、安納下郷地区の字傘田下り地番427-2番地で、台帳現況地目は畑で面積は999平米です。

申請理由としてしましては、現在借家住まいで手狭になり申請地を買い入れ、自己の住宅を建築したいとの理由であります。

土地の条件は農振農用地外であり、農地規模が10ヘクタール未満の区域にある農地で、第二種農地と判断され、また周辺農地への影響や被害もなく転用は問題ないと判断されます。

委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長

はい、ただ今事務局の説明が終わりました。この件につきましては、13日に現地調査が行われております。調査委員になられた皆様御苦労さまでございました。

それでは、調査委員長の方から説明をお願いいたします。

#### ○8番委員

はい、8番です。一昨日13日、私と9番委員、事務局、地区担当委員並びに申請人立会いのもと、現地調査をしましたので報告をいたします。

申請人は、安納で酪農を行っている方です。現在子供さんが3入るようですが、借家住まいで手狭なため、申請地を求め自己住宅を建築する予定のようです。

本人は〇〇出身の方で、出身地の方でも用地を探していたようですが、適当な場所がなく奥さんの出身地である安納に土地を求めたということです。

土地の場所は、峯郷公民館の向かい側で農用地外の第二種農地で、土地の周りには住宅が2軒程度ありまして、家を建てても周りへの影響はないと思います。

資金計画など書類にも不備は無く、また農業後継者として地元定住を望んでおり、転用を承認するべきと考えます。以上です。

○議長

はいありがとうございます。

この件につきましては私が地区担当委員となっておりますので、私の方からも説明をさせていただきます。

大筋調査委員長の報告のとおりでございますが、先ほど酪農といわれましたが、一応和牛生産と園芸がほとんどです。それと譲渡人、譲受人は親戚関係にありまして、この農地につきましては面積が2000平米ほどありますが、そこを分筆登記して、農家住宅をつくるということです。

現在市営住宅に住んでいるわけですが、子供が3人になったためどうしても手狭になり今回この農地を求めて申請をしたということです。

以上調査委員長の報告通り間違いございません。

それでは、この件につきまして審議に入りたいと思います。

意見のある方は挙手でお願いをいたします。

○3番委員

この敷地999平米の内、住宅以外の倉庫等も建てる予定でしょうか。

○議長

それについては、資金の関係で今回住宅89平米を建築します。将来的にはやはり農家住宅ですので、倉庫もつくりたいということでございます。

2000平米を分筆して少し侵入道路も整備したいということでその面積になったところですよ。

○3番委員

はい、解りました。他は異議ございません。

○議長

異議なしということですので、採決いたします。

議案第2号、農地法第5条許可申請についての整理番号1番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第5条許可申請についての整理番号1番につきましては、許可相当として意見を県の農業会議に諮問いたします。

続きまして、議案第3号非農地証明願いについてを議題といたします。

この件につきましても13日に現地調査が行われております。

調査委員長の報告をお願いいたします。

○8番委員

8番です。13日、調査委員、地区担当委員、事務局で現地調査を行いましたので御報告をいたします。整理番号1番、2番とも申請人代理者の司法書士が立ち会っております。

整理番号1番の場所は、上西大崎の神社先の海沿いの土地です。

申請人に確認したところ、申請地は他人の原野に囲まれた土地で、平成14年から耕作していないということでした。

また、5年ほど前周りの原野の地権者が原野を埋め立てた際、そのままでは、自分の土地がくぼ地として取り残されるために同時に埋め立てを行ったようです。

埋め立てを行う前の申請でしたら、非農地として承認できた場所ではないかと思いますが、現在は埋め立てを行った後で、現場を見る限り樹木や雑草に覆われておらず非農地としては、承認できないと判断をいたしました。

続きまして、整理番号2番の場所は、溼泊の養護老人ホームの手前100メートルぐらいの左手の土地です。現況は、斜面の山林であり以前から農地の土手部分ではなかったかと思われ、非農地として承認するべきと判断しました。以上でございます。

○議長

はい、ありがとうございます。

ただいま調査委員長の方から議案第3号につきまして説明がございました。

続きまして地区の担当委員の方から、説明があればよろしくをお願いいたします。

○9番委員

9番です。整理番号1番については、ただいまの調査委員長の報告のおりですけれども、数年前の台風の時に、海岸沿いの土地ですので海水とともに大きな石が流れ込みまして、田の表土が全部流出し、とても耕作が出来るような状況ではなく、それが耕作をしなくなった始まりです。今度の埋め立てに至っては先ほど委員長の方から説明がありましたように、自分の田んぼを取り囲む他人の土地ですが、そこが3mぐらい高くなって、そのままでは自分の田が池状態になるということで、その時に許可を貰うことが解らなくて埋め立てたようです。

後は委員長の報告のとおり、今回は非農地として認めることは出来ないということを説明しました。以上です。

○10番委員

はい、10番です。整理番号2番について説明いたします。

調査委員長が詳しく説明しましたが、現況は樹木が大きく山林となっており、非農地申請は問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま調査委員長、地区担当委員の方から説明がございました整理番号1番につき

ましては、手を加えているということでございまして、今回の申請では非農地として承認できないということでございました。

整理番号2番については、非農地として認めても良いという報告がありました。

それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

○6番委員

はい、6番です。整理番号1番についてですが、今後住宅などを建てる予定などはあるのですか。

○8番委員

計画は全くないそうです。

○6番委員

はい。解りました。

○議長

他にはございませんか。

○3番委員

はい。整理番号1番の土地は農地として利用できるのですか。

○8番委員

現在は、ハエですからそこに表土を持ってくれば利用できると思いますが、周辺が他人の土地ですから、道もないし農地利用は厳しいというところです。

○3番委員

農地としての利用は厳しいが、手を加えているため非農地として承認できないということですが、今後もこのような申請があると思いますが、どういう判断をしたら良いのでしょうか。

○議長

判断基準というのは、他の農業委員会からも出されておりました、色々ありますがその内、申請農地に手を入れていないことが記してあります。

近年人工的に変化した農地でないことというのがありまして、これから言っても今回の場合は許可できないと思います。

他に意見はございませんか。

ただいま異議なしの声がございました。これより採決します。

議案3号の非農地証明願いについての整理番号1番については、非農地として不承認、整理番号2番につきましては非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

それでは全員の賛成でありますので、議案第3号の非農地証明願いについての整理番号1番につきましては、非農地として不承認、整理番号2番につきましては、非農地と

して承認をすることに決定いたします。

#### ○8番委員

議長、よろしいでしょうか。

最近手を加えての転用申請などが見受けられると思います。それは申請人が、私共が調査時に見やすくするためとか、そういう場合もあるとは考えられますが、出来るだけ現況で申請、調査を実施するというのを、地域の方々に担当委員もお互い指導していったらと思っております。

それと、非農地証明の1番の方ですけどね、もう本当に周りが埋め立てして自分の土地が利用出来ない訳ですから心情的には理解できます。

しかし、手を加えているので非農地として許可出来ないのは当然ですが、顛末書などを書いてもらって、非農地許可をするなど今後検討していったらと考えます。

また、土地の埋め立てなどでの形状変更届けについては、今年の11月からなされておりますけど、それを皆さんがまだ知らないと思います。特に年配の方とか土建業者の方です。

我々は、地域会などでそういうことを報告しますが、一般の農家は余り知りませんので、市報に載せるとかそういうことをしたらどうかと思っております。

#### ○議長

はい、いま8番委員のほうからあったように、この問題については、今後皆さんと協議を行って参りたいと思います。

農地の形状変更届けにつきましては、市の広報誌などで周知徹底をしていくということで御了解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第4号あっせんについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号あっせんについてです。資料は、5ページになります。

今月のあっせん申し出は、貸したい案件が2件であります。

まず1件目ですけれども、訂正をお願いいたします。西之表字長田代〇〇〇番2と〇〇〇番3の現況地目を田から畑に訂正をお願いいたします。

それでは、整理番号1番の説明をします。場所は岳之田地区です。

西之表字亀割〇〇〇番地、台帳現況地目は田、面積は2122平米、西之表字長田代〇〇〇番2、同じく〇〇〇番3の2筆とも台帳地目は田でありますけれども、転作により現況は畑となっております。

面積は2570平米、4240平米、計8932平米の3筆であります。

貸賃は、標準額で貸したいということであります。

現在、両方とも作付しております、田の方は9月以降、畑の方は来年2月以降に貸したいということであります。



あっせん委員につきましては、場所が岳之田地区ですので地区担当の3番委員と場所に近い10番の石寺委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、2件目の場所ですけれどもここは上石寺地区であります。

住所は、西之表字茶屋平〇〇〇番42台帳現況地目は畑、面積は783平米です。

一昨年前から耕作しておらず、少し手を加えれば耕作可能な状態であります。

借り手若しくは買い手を探してほしいということでもあります。

借賃、売買価格は標準額でお願いいたしますということでありました。

場所は上石寺地区ですので、担当の10番石寺委員と、場所に近い委員の3番橋口委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

地図については、総会後お渡し致します。以上です。

○議長

ただいまの4号議案の事務局の説明に対しまして、質疑等はございませんでしょうか。

○10番委員

はい、10番です。この上石寺の土地ですが、一昨年もあっせんに出た土地です。借りたいという人がいたのですが、借人の耕作面積が5反以下でしたので、申請できなかった訳です。それと、この土地ですけれど重機を入れないととても耕作出来ない状況でございます。以上です。

○議長

他には、ございませんか。

○3番委員

はい。事務局におたずねします。1番の田ですが、ここは畑作物も作れるような土壌条件でしょうか。例えば、牧草などは如何でしょうか。

○事務局

一応川沿いの場所ですけど、牧草などを作付けすることは、可能です。

○3番委員

はい。解りました。

○議長

2番目に関しましては、機械を入れないと耕作出来ないということですので、また改めて現況を見て、あっせんの判断をした方が良くと思います。耕作放棄地の対象になる可能性もあるという意味も含めまして、委員の皆様の判断を、大変でしょうがよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを議題といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

## ○事務局

議案第5号農用地利用集積の策定に係る意見の聴取について説明します。

まず、利用権の設定です。1-1をお開き下さい。

平成25年6月1日から平成25年11月30日の半年間、地目畑、面積3818平米の更新分で利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2番目です。

期間が平成25年6月1日から平成31年5月31日の期間6年間、地目は畑で面積2400平米です。内更新分ゼロ。

利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者1人です。

次に、1-2をご覧ください。計画総括表です。

1番は現和にお住いの71歳の方の畑1筆2400平米を、現和の担い手農家の方が6年間借り受けるものです。

2番、下西にお住まいの90歳の方の畑6筆3818平米を下西の認定農家の方が半年間借り受けるものであります。

内容につきましては、1-3ページから1-5ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転です。2-1ページをお開きください。

今回は1件の申請がありました。

平成25年5月22日に、所有権の移転をしようとするものであります。

西之表に住まいの方の畑で、1筆2221平米であります。

詳細につきましては、2-3ページから2-4ページをごらんください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査の結果いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様の御審議をお願いします。

## ○議長

ただ今、事務局より議案第5号につきまして説明がございました。

それでは、利用権の設定の整理番号1番、2番につきまして、順次担当委員の方から説明をお願いいたします。

## ○8番委員

はい、8番です。1の3ページをお願いいたします。

住所は、現和字中原〇〇〇番2、3296平米の内2400平米を6年間の賃貸借です。場所は、現和石之峯の生産法人のハウスのあるところから下ったところ です。

貸人は、浅川の方で貸したいとの希望で以前から相談を受けまして、庄司浦の認定農家の方に、貸すことにしました。

この認定農家は、9町歩ぐらい耕作していきまして、地元においては、経営規模の大きな方です。したがって、賃借については、問題なしと思いました。以上です。

## ○10番委員

はい、10番です。番号2番について、説明します。

設定を受ける者立ち会いのもと現地調査をいたしました。この土地は、更新農地です。借人は園芸作物を中心とした認定農家でございます。

申請面積は3818平米の6筆となっておりますが、現況は1枚でございます。

現在、安納いもを栽培しております。

契約期間は、6月1日より11月30日までの半年間でございます。

借人は、契約終了後も再更新を望んでおりますけど、貸人は、契約終了後は自分でつくりたいということで、再更新はできないということでありました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

それではまず、利用権の設定から審議に入りたいと思います。

意見のある方は、挙手でお願いいたします。

○3番委員

はい、3番です。10番委員にお尋ねします。

今度、貸人が自分で作るということで説明がありましたが、年齢がかなり高齢の方ですが。

○10番委員

息子さんが、帰郷していますのでその方が作るようです。

○3番委員

はい、解りました。

○議長

他には、ございませんか。それでは、採決します。

利用権の設定整理番号1番、2番につきましては、原案どおり承認する方の挙手を求めます。

全員の賛成でありますので、利用権の設定整理番号1番、2番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

引き続きまして所有権の移転整理番号1番につきましては、担当委員からの説明をお願いいたします。

○12番委員

12番です。所有権の移転についての整理番号1番について説明をいたします。

所有権を移転する方は、現在西之表に居住する51歳の方で、所有権を受ける方は、現和西俣に居住する27歳の方でございます。

場所としましては、庄司浦で法人のハウス前農道手前から入った海に面した畑であります。

現況、登記簿とも畑でございます。現在は牧草を刈り取った後で耕運して何も作付けしていない状態でした。引き渡しの時期は、5月22日となっております。

所有権を受ける方は、数年前申請地隣の2筆をあっせんにより耕作しております。

さらに2年前安納の方の隣の畑2筆を購入しまして、また今度の申請地がその隣にあるということで、買い受けるということになります。

この方は、現在農協でパートとして働いており、両親と同一世帯で頑張っております。現在は、さとうきび、澱粉用いもを作っています。以上です。

○議長

はい、所有権移転の整理番号1番につきまして、担当の委員の方から詳しい説明がございました。それでは審議に入ります。皆様方の意見を求めます。

意見のある方は挙手でお願いいたします。



ただいま異議なしの声ございました。それではこれより採決いたします。

所有権の移転整理番号1番につきましては、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので所有権の移転整理番号1番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上をもちまして本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

平成25年5月17日

会 長 日高 弘三   
10番委員 石井 政和   
11番委員 岩本 延男 